

日本政策金融公庫等との更なる連携の強化について（要請）

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下、「日本政策金融公庫等」。）への資金繰り相談が急増する中、金融庁においては、金融機関に対し、本年3月24日付け金監督第709号「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」を実施しているところです。

一方で、足許における日本政策金融公庫等への融資申込み状況に鑑みれば、事業者に対する資金繰り支援に万全を期すためには、日本政策金融公庫等と民間金融機関による一層の連携が必要な状況と考えられます。

こうした状況を踏まえ、今般、中小企業庁及び財務省から日本政策金融公庫等に対し、運転資金の融資を急ぐ事業者への支援策の一つとして、日本政策金融公庫等による融資が受けられるまでの間の民間金融機関による「つなぎ融資」の積極的な活用について、本年4月21日付けで要請が行われているところです<sup>（注）</sup>。

金融庁としても、金融機関が更なる連携強化に努め、事業者支援の一層の徹底を図る観点から、下記事項について要請しますので、貴協会会員宛に周知徹底方よろしく願います。

（注）以下の条件が満たされる場合における積極的な活用について要請している。

- ① 民間金融機関、事業者のいずれからも、「公庫の新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受ける予定だったが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた（民間金融機関は融資を行った）」ことが聴取できること。
- ② 前①で受けた融資の実行日が、経営相談窓口設置日（令和2年1月29日）以降であること。

記

1. 日本政策金融公庫等は、その融資が実施されるまでの間のつなぎとして民間金融機関が実施した融資について、事業者と民間金融機関が日本政策金融公庫等への借換えを希望した場合、可能な限り借換えに応じることとしている。これを踏まえ、民間金融機関として、つなぎ融資等の事業者への資金繰り支援を積極的に実施すること
2. 上記の資金繰り支援の取組みが円滑に進むよう、民間金融機関は、日本政策金融公庫等と民間金融機関のこれまでの連携事例等も参考にしつつ、各地域において、日本政策金融公庫等の各支店と、融資実行等について密接に連携を図ること

以 上